

令和5年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業 について

国土交通省 住宅局 住宅生産課

注意事項

- 補助の要件、手続き等については、**交付申請等マニュアルや交付規程等を必ずよく確認**いただいた上で手続きを行ってください。
- 本事業の実施に際しては、以下の点が必要となりますので、あらかじめご承知ください。
(発注者に関する主な事項のみ記載)
 - 本事業で対象とするリフォーム工事は、**必ず工事請負契約書（注文書のみでは不可。注文書と注文請書の両方）の写しの提出が必要**です。
 - 補助事業者になるものとして登録を行った事業者の情報を本事業ホームページにて公表することとしておりますので、**登録時に公表することについて同意していただきます**。
 - リフォームの施工業者が補助事業者となり、発注者を共同事業者として、**共同事業実施規約を締結し、提出していただきます**。（発注者の記名押印が必要）
 - 若者・子育て世帯が**50万円/戸の補助限度額の加算**を適用しようとする場合は**住民票の写し等が必要**です。
 - 既存住宅を購入して**50万円/戸の補助限度額の加算**を適用しようとする場合、当該売買契約書が必要
 - 一次エネルギー消費量を**▲20%**として**50万円/戸の補助限度額の加算**を適用しようとする場合、**BELS評価書が必要**です。
- 本資料で示しているスケジュールは予定であり、**予算の執行状況により変更となる**ことがあります。最新の情報を確認して事業に取り組んでください。
- 本事業に関する**最新の情報は以下のホームページにおいてお知らせ**しますので、適宜ご確認

令和5年度事業の令和4年度事業からの主な変更点

※ ページ番号に★がついているページは、昨年度から追加又は変更のあるものです。

○省エネルギー対策の評価基準（改修タイプB、C）の基準変更

- ・省エネルギー対策の評価基準の一つである改修タイプB、Cの断熱仕様基準を変更。
(タイプB) 主たる居室及びその他居室1室の全開口部以上の断熱。
(タイプC) その他居室2室以上又はその他居室1室及び非居室（玄関を含む空間にある全開口部以上）の断熱。

○交付申請、完了実績報告の提出方法を変更

- ・交付申請、完了実績書類はオンライン提出とする。（詳細はHPにて案内）

○申請タイプ別に予算枠を設置

- ・予算の70%を評価基準型、30%を認定長期優良住宅型の予算枠とする。

○一部の補助対象工事に上限額を設定

- ・防災性・レジリエンス性の向上改修工事については補助上限額を15万円/戸とする。

○全体設計承認（2カ年）に関する変更

- ・初年度の工事着手可能時期を変更。住宅登録後であれば工事着手可能とする。
- ・2年目の交付申請は、交付申請開始後3カ月以内又は1年目の交付決定後3カ月以内いずれか遅い方までとする。

★3

事業概要① 目的・要件について

1. 目的

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対する支援を行う。

2. 要件

- ① リフォーム工事前にインスペクションを行うとともに、維持保全計画及びリフォームの履歴を作成すること。
- ② リフォーム工事後に次の性能基準を満たすこと。
<必須項目> 劣化対策、耐震性（新耐震基準適合等）、省エネルギー対策の基準
<任意項目> 維持管理・更新の容易性、高齢者等対策（共同住宅）、可変性（共同住宅）の基準
- ③ 上記②の性能項目のいずれかの性能向上に資するリフォーム工事、三世帯同居対応改修工事、子育て世帯向け改修工事、防災性・レジリエンス性の向上改修工事のうち一つ以上行うこと。

インスペクションの実施

性能向上リフォーム

- ・劣化対策
- ・省エネルギー対策
- ・耐震性
- ・維持管理・更新の容易性等

維持保全計画の作成

三世帯同居対応改修

子育て世帯向け改修

防災性・レジリエンス性の向上改修

耐震性
例) 軸組等の補強

省エネルギー対策
例) 外壁の断熱

劣化対策
例) 床下防湿・防蟻措置

維持管理・更新の容易性
例) 維持管理更新容易性の向上

三世帯同居対応改修工事
キッチン等の増設
キッチン等の増設 玄関(外階段)の増設

子育て世帯向け改修工事
子育てしやすい環境整備の支援
キッズスペースの設置 防犯カメラの設置

防災・レジリエンス性向上改修工事
自然災害に対応する改修への支援
止水板の設置 瓦の交換工事

事業概要② 補助事業者・補助対象等について

3. 補助事業者

以下のいずれかの事業者

- ・リフォーム工事の施工業者

(発注者を共同事業者とします。発注者は補助事業者になることはできません。)

- ・買取再販業者

4. インスペクション結果の反映

インスペクションで劣化事象等不具合が指摘された場合、以下のいずれかの措置をとること。

- a. **リフォーム工事の内容に含めて改修**

※ 評価基準に規定されている著しい劣化事象及び雨漏りが生じている部分については補修が必要

- b. **維持保全計画に補修時期又は点検時期を明記**

※1 子育て世帯向け改修工事等として補助対象となる場合がある

5. 補助対象

1) 長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用

① 特定性能向上工事

以下の性能項目の基準を満たすための性能向上工事

- a.劣化対策
- b.耐震性
- c.省エネルギー対策
- d.維持管理・更新の容易性
- e.高齢者等対策（共同住宅のみ）
- f.可変性（共同住宅のみ）

※ a～c は必須項目

② その他性能向上工事

①以外の性能向上工事

- ・インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事（外壁、屋根の改修工事等）
- ・バリアフリー工事
- ・環境負荷の低い設備への改修
- ・テレワーク環境整備改修
- ・高齢期に備えた住まいへの改修
- ・一定水準に達しないd～fの性能向上に係る工事 等

※ただし、①の工事費を限度

3) 子育て世帯向け改修工事に要する費用

子育てしやすい環境整備の支援のための子育て世帯向け改修工事

※ 若者世帯、子育て世帯のみ対象

4) 防災性・レジリエンス性の向上改修工事に要する費用

自然災害に対応するための改修工事

5) インスペクション等に要する費用

- ・インスペクション費用
- ・リフォーム履歴作成費用
- ・維持保全計画作成費用
- ・リフォーム瑕疵保険の保険料

2) 三世帯同居対応改修工事に要する費用

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設に係る工事

※ただし、工事完了後、いずれか2つ以上が複数か所あること

補助対象外の工事

- ・単なる設備交換
- ・間取り変更工事※1
- ・内装工事※1
- ・意匠上の改修工事



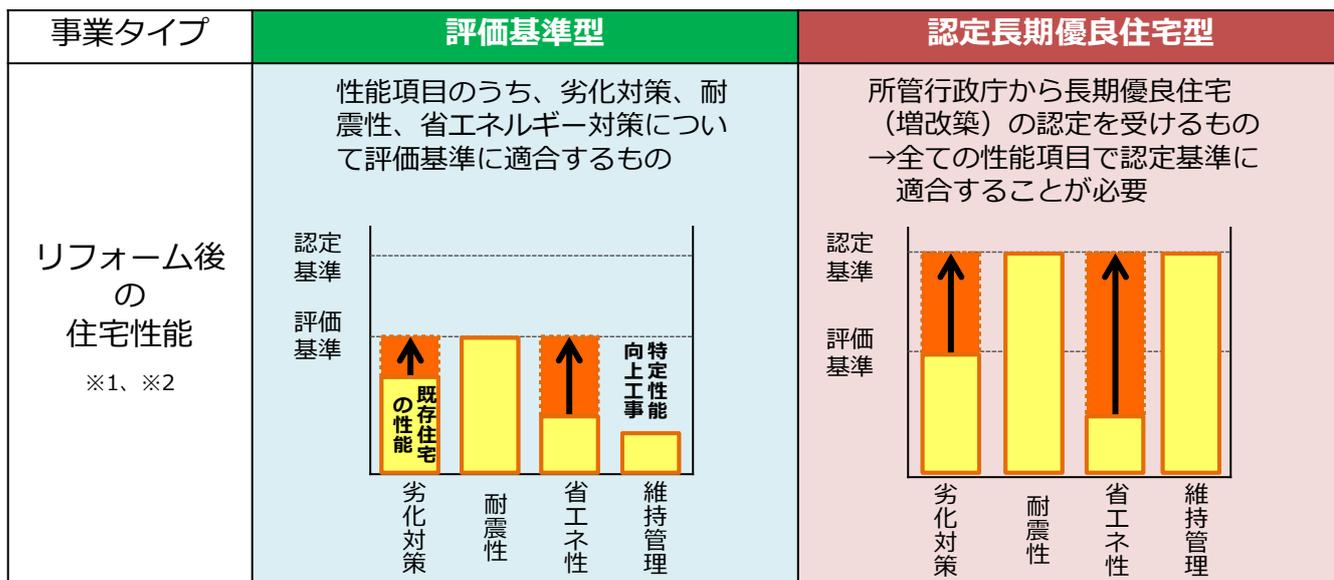
事業概要③ 事業タイプ・リフォーム後の性能について

6. 事業タイプ・リフォーム後の性能

◆ 住宅性能の基準

認定基準：長期優良住宅（増改築）認定を取得するための基準

評価基準：認定基準には満たないが一定の性能確保が見込まれる水準



※1 リフォーム後の住宅性能のグラフは戸建住宅の場合の一例を示す。共同住宅の場合は、性能項目に高齢者対策と可変性が追加される

※2 リフォーム前に基準を満たしている場合は、特定性能向上工事の実施を必須とするものではない

上記の他、評価基準や認定基準には適合しないが、**基準と同等と認められる代替措置を講じる場合は、提案型に応募**することが可能です。（P47以降を参照）

事業概要④ 補助額・補助限度額(その2)

① 単価積上方式 ▫ 関係会社から調達する場合であっても、相見積りは不要

- 実施する長期優良住宅化リフォーム工事の内容に応じ、別に定める補助工事単価を積み上げた額に1/3を乗じて、補助額を算出
※但し、防災性・レジリエンス性の向上改修工事は補助上限額15万円/戸とする。
- 補助限度額及び工事請負契約額（三代同居対応改修工事等を含み、工事費以外の費用を含めない）に補助対象工事費率（**一律0.8**）と補助率（1/3）を乗じて得た額を上回らないこと
- 補助工事単価表に記載のないリフォーム工事は補助額には計上できない

【評価基準型における適用例】

例1) 契約額が500万円で 積み上げた補助額が70万円（単価を積み上げた値は210万円）の場合
 $500万円 \times 0.8$ （補助対象工事費率） $\times 1/3 = 133万円 \geq 70万円$ となるので補助額は70万円

例2) 契約額が300万円で 積み上げた補助額が90万円（単価を積み上げた値は270万円）の場合
 $300万円 \times 0.8$ （補助対象工事費率） $\times 1/3 = 80万円 < 90万円$ となるので補助額は80万円

▫ 関係会社から調達する場合は、相見積り（3者以上）が必要

② 補助率方式

- 「5. 補助対象」に該当する工事費に補助率1/3を乗じて、補助額を算出
※但し、防災性・レジリエンス性の向上改修工事は補助上限額15万円/戸とする。

事業概要④ 補助額・補助限度額(その3)

«インスペクション費用等の工事費以外の補助対象費用について»

補助対象項目	対象となる費用(事業タイプ毎の適用) ※ いずれの費用も、補助の対象とする業務等を実施することが明記された契約書の写しと当該費用の支払いを確認できる領収書の写しが提出されるものに限り補助対象とします。また、建築士が行うものについては、知事登録されている建築士事務所に所属する者である場合に限り補助対象となります。	評価基準型	優良認定住宅長期型	提案型	戸当たりの補助対象費用限度額
事前インスペクション	既存住宅状況調査技術者が実施するインスペクションであって、本事業指定の報告書を作成する費用	○	○	○	15万円
リフォームの履歴作成	リフォーム計画の作成費用	○	○	○	6万円
	建築士がリフォーム計画の内容を確認し、本事業の評価基準の適合状況確認書等を作成する費用	○	○	○	6万円
	長期優良住宅(増改築)認定の取得に係る費用 ※ 評価機関の技術的審査適合証の取得費を含む	—	○	—	6万円
	BELS評価書の取得に係る評価機関の審査手数料	△	△	—	3万円
	建築士が工事結果を確認し、工事内容確認書を作成する費用	○	○	○	6万円
維持保全計画の作成	維持保全計画書を作成する費用	○	○	○	3万円
リフォーム瑕疵保険(※1)	保険料(検査料を含む)	○	○	○	3万円

△：一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%として、補助限度額を加算する場合、計上可。

(※1) 国土交通大臣が指定する保険法人が取り扱うものであって、大規模修繕工事瑕疵保険を含む。

事業概要④ 補助額・補助限度額(その4)

「補助限度額の加算要件について」

以下のいずれかの要件を満たす場合、事業タイプ毎の補助限度額に50万円/戸の補助限度額を加算

【要件(1)：三世同居対応改修工事】
三世同居対応改修工事を実施する場合

【要件(2)：若者】
令和5年4月1日時点で40歳未満の世帯が工事を実施する場合

【要件(3)：子育て世帯】
令和5年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯、又は申請時点で18歳未満の子を有する世帯が工事を実施する場合

【要件(4)：既存住宅購入者】
自ら居住する既存住宅を購入し、売買契約後1年以内に工事を実施する場合

事業タイプ	補助限度額	要件(1)～(5)のいずれかを満たす場合
評価基準型	100万円/戸	150万円/戸
認定長期優良住宅型	200万円/戸	250万円/戸

【要件(5)：高度省エネルギー化】
一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする工事を実施する場合

- ※ 要件(1)～(5)を複数満たす場合でも、加算される補助金限度額の上限は50万円/戸
- ※ 要件(2)～(5)の加算は、「戸建住宅」又は「共同住宅等の住戸申請」のみ加算可(共同住宅等の一棟申請は加算不可)
- ※ 三世同居対応改修工事への補助額は50万円/戸を上限とする

(補足) 単価積上方式の補助工事単価(主な項目)について

戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅及び共同住宅の専用部分に適用。詳細は交付申請等マニュアル別表6を参照

性能	工事内容	補助工事単価	単位
劣化対策	外壁通気構造化	13,200	円/m ²
	土台、根太、床束、柱・筋かい端部等へ防腐・防蟻薬剤塗布	1,800	円/m ²
	ユニットバス化	240,000	円/箇所
	脱衣室 壁：下地、仕上げいずれかで防水措置	1,500	円/m ²
	脱衣室 床：下地、仕上げの両方で防水措置	9,900	円/m ²
	防湿コンクリートの設置	17,700	円/m ²
	防湿フィルム敷き込み+乾燥砂敷	2,400	円/m ²
	土壌処理用薬剤による土壌処理	2,700	円/m ²
	小屋裏換気口の設置	11,700	円/箇所
	小屋裏点検口の設置	15,000	円/箇所
耐震改修	耐力壁の設置(外側から施工)※	35,000	円/箇所
	耐力壁の設置(内側から設置)※	31,200	円/箇所
	金物補強	27,000	円/箇所
	基礎補強	25,200	円/m
	屋根の軽量化	10,500	円/m ²

性能	工事内容	補助工事単価	単位
省エネ	断熱材設置 壁 外壁・内装の撤去・仕上込	5,100	円/m ²
	開口部 内窓設置 大サイズ(2.8m ² 以上) 1800×1800mm程度	79,800	円/箇所
	玄関断熱ドア枠ごと設置 大サイズ(ドア1.8m ² 以上、引き戸3.0m ² 以上)	300,000	円/箇所
	高効率給湯機設置 ヒートポンプ式	390,000	円
維持管理・更新	排水管更新工事 全設備機器から第一桧まで 旧配管の撤去共(埋設部分は存置可)	129,000	円/式
	配管点検口の設置 壁	16,200	円/箇所
その他性能	屋根補修	600	円/m ²
	防水工事	10,800	円/m ²
	手すり設置(I型手すり)	9,000	円/m
	床段差解消(踏み台の設置及び浴室の段差解消には適用しない)	29,100	円/箇所
	仮設足場の設置(外壁又は屋根)	900	円/m ²

※ 柱間幅1,500mm程度を1箇所とし、接合部の金物補強を含む

注)上記の補助工事単価を積み上げた額を1/3して補助額を算出

申請等の手続きについて

申請タイプ 事業タイプ	通年申請タイプ	事前採択タイプ	
			安心R住宅 (※1)
評価基準型	○	×	○
認定長期優良住宅型	○	×	○
提案型	×	○	×
申請タイプの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請前の公募・採択手続きなし ・ 交付申請期間内であれば、随時、住宅毎に申請可能 ・ 予算の執行状況に応じ、途中で締め切る、又は延長する場合がある ・ リフォーム工事を実施する住宅が決まっているリフォーム工事が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請前の公募・採択手続きあり ・ 一定の応募期間内に複数戸まとめて提案可能 ・ 一定の予算枠の確保が可能（当初の交付申請期限まで） ・ ただし、公募期間が必要となるため、事業着手までに一定の期間が必要 	

※1 安心R住宅について

43ページ以降を参照

評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれかに適合し、かつ、**安心R住宅制度の要件に適合して「安心R住宅」の標章が付与されるものについて、公募・事前採択の対象とする**

13

補助事業としての工事の進め方と手続きの関係(単年度申請の場合)



補助金は所定の手続きを行わなければ交付(振込)されません

事業者登録とは

補助事業を実施するリフォーム業者及び買取再販業者は、毎年度、1度だけ事業者情報を登録(リフォームと買取再販の両方を行う場合は、それぞれで登録)事業者の名称、所在地、問合せ先等の他に、**建設業許可の有無、登録住宅リフォーム事業者団体への加入の有無、リフォーム瑕疵保険の登録事業者の該当の有無、標準的な契約書及び見積書の書式を明らかにして、本事業ホームページで公表**

事業者登録後は、交付決定前に、**契約の締結、事前インスペクションの実施、リフォームプラン・維持保全計画の作成を実施しても補助対象**

住宅登録とは

リフォーム工事を実施する住宅が決まったら、住宅の所有者(施主)や住宅の所在地等の情報を登録(登録情報は非公表)

住宅登録に際して、交付決定されなければ補助金の交付対象とはならないことを確認した上で、**リフォーム工事に着工可能とする**

※ 補助事業は、本来、交付決定後に着手したものが補助対象となるが、本事業では、①リフォーム工事に先行して、インスペクションや維持保全計画の作成が必要となること、また、②居住している住宅において工事等を行うものであることから、機動的に対応可能な手続きの流れとしている。

※ 補助金交付申請は、評価基準型の場合、定められた期間内でかつ住宅登録した後、原則1ヶ月以内に支援室に提出すること。1ヶ月以内に交付申請書類が提出されず、所定の手続きがなされない場合、ポータルサイトのシステムがロックされ、以後交付申請不可となります。(ロック解除についてはP178参照)

★全体設計を実施する場合は P 17 以降を参照

14

事業タイプと要件・基準適合の確認方法 ○:必要な書面/●:チェックする者/☑:チェックすべき内容

段階	事業タイプ	認定長期優良住宅型 (200万円/戸)	評価基準型 (100万円/戸)	提案型 (100・200万円/戸)
リフォーム前の状態		○状況調査書(長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合)の写し、または現況検査チェックシートの写し ●既存住宅状況調査技術者 ☑劣化事象の有無		
維持保全計画		○維持保全計画書(リフォーム事業者等が作成し、住宅所有者が内容を確認していること) ●建築士(将来的な改修を位置づけて基準を適用しないこととする場合、指摘された劣化事象を補修しない場合) ☑維持保全の方法及び期間、劣化事象が指摘された事項等についてリフォームしない場合の対応		
リフォームの計画内容		○長期優良住宅認定通知書(技術的審査適合証) ●所管行政庁(登録住宅性能評価機関) ☑長期優良住宅認定基準	○評価基準の適合状況確認書(様式8) ●建築士(※) ☑劣化対策、耐震性及び省エネルギー対策 ☑その他いずれかの評価基準(任意)	○評価委員会の評価結果 ●建築士(※) ☑評価基準相当(100万円/戸)又は ☑認定基準相当(200万円/戸)
補助対象工事	特定性能向上等	認定基準適合の性能向上リフォーム	基準適合及び基準相当と認められた性能向上リフォーム ----- 三世帯同居対応改修工事、子育て世帯向け改修工事、防災性・レジリエンス性の向上改修工事	
	その他性能向上	戸建て住宅、共同住宅専有部のバリアフリー改修等の評価対象項目以外の性能向上リフォーム ----- ・事前インスペクションで指摘のあった劣化事象に係る改修工事(屋根・外壁の改修工事等) ・テレワーク環境整備改修工事、高齢期に備えた住まいへの改修工事	評価基準に達しない性能向上リフォーム、又は、評価対象項目以外の性能向上リフォーム(同左)	
リフォームの施工結果		○建築士による工事内容確認書(様式13)、リフォーム工事箇所の工事写真(様式14) ●建築士(※) ☑リフォームの施工が計画と整合していることを現地調査及び工事写真等で確認		

(※) 補助対象とする場合には、建築士事務所に所属する建築士が実施するものであること

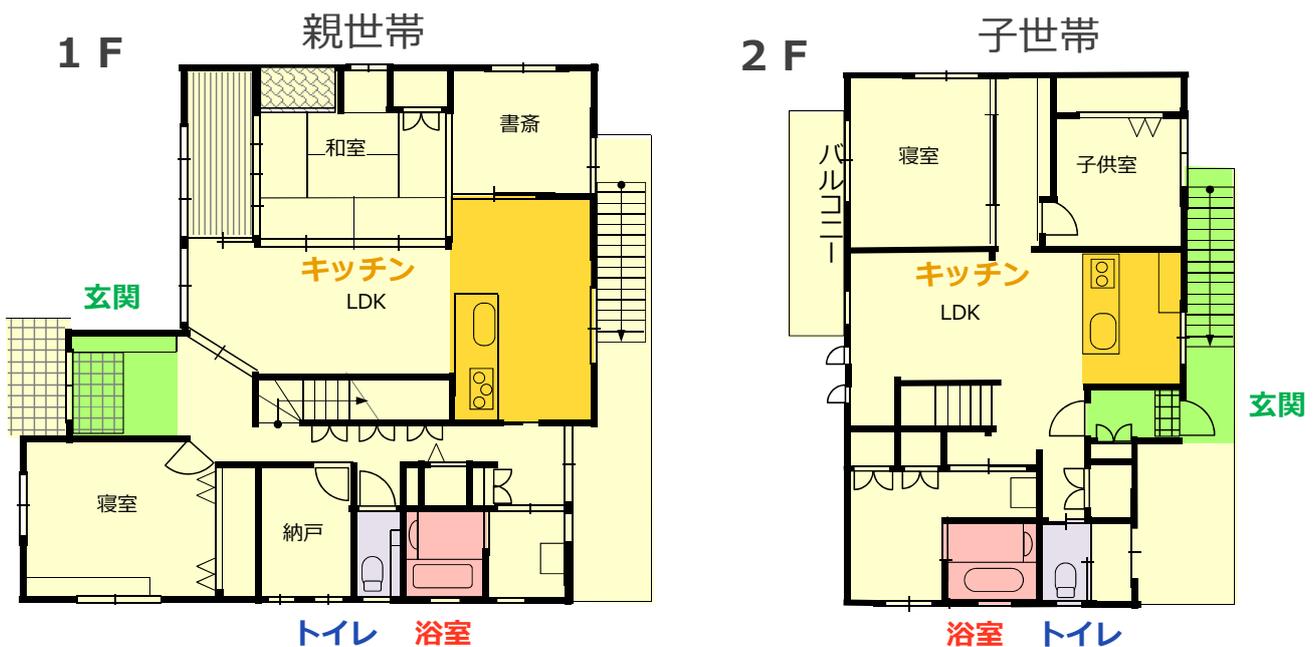
令和5年度長期優良住宅化リフォーム推進事業のスケジュール

- 令和5年度補助事業の実施スケジュールは、申請タイプに応じて以下のとおり。
- 期間については、申請状況に応じて、短縮又は延長する場合があります。最新情報は事業ホームページで確認。



三世代同居対応改修工事について

三世代同居に対応した住宅のイメージ



キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅
かつ
「住戸内で行き来ができる」

三世代同居に対応した住宅として支援対象

三世代同居対応改修工事の内容

	調理室	浴室	便所	玄関
本体設置工事 及びそれに付随 する工事	対象 (台所流し、ガスコンロ、 IHクッキングヒータ、こ んろ台、作り付け食器棚、 食器収納庫、食料品貯蔵 庫、ビルトイン食器洗浄 機の設置工事。)	対象 (浴槽、シャワー、浴室 内の手洗い・タオル掛 け・手すり、脱衣所の設 置工事等。ユニットバス も可。)	対象 (便器、便所内の手洗 い・トイレトペーパー ホルダー・タオル掛け・ 手すり・収納設置工 事。)	対象 (玄関ドア、玄関土間、上 層階玄関等への外階段、 下駄箱・インターホン、 手すり、郵便受け設置工 事。)
給排水設備工事	対象	対象	対象	—
電気工事	対象	対象	対象	対象
ガス工事	対象	対象	—	—
換気設備工事	対象	対象	対象	—
照明設備工事	対象	対象	対象	対象
内装・下地工事	対象	対象	対象	対象
給湯器設置 ・取替工事	対象	対象	—	—
躯体工事	—	—	—	対象 (開口部に関する工事に限る)
その他工事 (足場、養生等)	対象	対象	対象	対象

31

三世代同居対応改修工事の内容

■対象とならない工事

① 調理室 (キッチン)

- 給排水設備に接続されていない台所流し
- 設備に組み込まれていないガスコンロ、IHクッキングヒーター

② 浴室

- 給排水設備及び給湯器に接続されていない浴槽又はシャワー設備
- ジャグジー、ミストサウナ、浴室内テレビ、浴室内オーディオ等 (ユニットバスの場合はその価格相当分を除く。)
- 脱衣所内の洗面設備

③ 便所

- 小便器のみの設置
- 便所外の手洗い、タオル掛け等

④ 玄関

- 勝手口 (調理室等にのみ接続するものや、車庫に直接出入りするもの)

共通

- 建具等の除却工事
 - 玄関開口部以外の躯体工事
- など

32

工事ごとの補助額、補助対象工事費限度額

工事内容		①単価積上方式の場合 補助工事単価（※1）	②補助率方式の場合 補助対象工事費限度額	②の補助対象工事 費限度額の留意点
調理室の 増設工事	ミニキッチン以外のキッチン を設置するもの	690,000円	1,500,000円	食器収納庫、食料品 貯蔵戸、食器棚、ビ ルトイン食器洗浄機 の設置工事は含まな い。
	ミニキッチンを設置するもの	300,000円	434,700円	
浴室の 増設工事 （※2）	浴槽を設置し、給湯設備を設 置するもの	690,000円 （※2）	1,406,000円	脱衣所の増設工事は 含まない。
	浴槽を設置し、給湯設備を設 置しないもの	690,000円 （※2）	837,800円	
	浴槽を設置しないもの （シャワーを設置するもの）	390,000円	589,300円	
便所の 増設工事	—	300,000円	532,100円	—
玄関の 増設工事	地上階に玄関を増設するもの	個別に確認	655,300円	郵便受け設置工事を 含まない。
	地上階以外の階に玄関を増設 するもの	個別に確認	1,244,500円	

（※1）表に示す補助工事単価を積み上げた値に補助率1/3を乗じて得た額が補助金額。

（※2）三世同居対応改修工事の対象とする浴室について、木造住宅における劣化対策工事としてのユニットバス化やその他性能向上工事としての高断熱浴槽の設置に係る補助を適用することはできない。便所も同様。

33

三世同居対応改修工事と補助対象の関係

■ パターン1 ⇒ ○（全て補助対象）

<工事前>		<工事後>	
	箇所数		箇所数
キッチン	1	キッチン	2
浴室	1	浴室	1
トイレ	2	トイレ	3
玄関	1	玄関	1

補助対象
キッチン、トイレの増設工事で、
工事後、各々2箇所あるため ○

■ パターン2 ⇒ ○（全て補助対象）

<工事前>		<工事後>	
	箇所数		箇所数
キッチン	1	キッチン	2
浴室	1	浴室	1
トイレ	2	トイレ	2
玄関	1	玄関	1

補助対象
キッチンの増設工事で、工事後、
キッチン・トイレが2箇所あるため ○

■ パターン3 ⇒ △（一部補助対象）

<工事前>		<工事後>	
	箇所数		箇所数
キッチン	1	キッチン	2
浴室	1	浴室	1
トイレ	2	トイレ	2(改修)
玄関	1	玄関	1

補助対象
キッチンの増設工事で、工事後、
キッチン・トイレが2箇所あるため ○

補助対象外
トイレの改修工
事であるため ×

■ パターン4 ⇒ ×（補助対象外）

<工事前>		<工事後>	
	箇所数		箇所数
キッチン	2	キッチン	2(改修)
浴室	1	浴室	1
トイレ	2	トイレ	2(改修)
玄関	1	玄関	1

補助対象外
キッチン、トイレの改修工
事であるため ×

34

子育て世帯向け改修工事について

子育て世帯向け改修工事の概要・補助要件

1. 概要 子育てしやすい環境整備の支援として、下表1にある9分野を補助対象とする

【表1：補助の対象となる工事】

記号	分野
ア	住宅内の事故防止
イ	子どもの様子を見守り
ウ	不審者の侵入防止
エ	災害への備え
オ	親子がふれあえる空間づくり
カ	子どもの成長を支える空間づくり
キ	生活騒音への配慮
ク	子育てに必要な収納の確保
ケ	家事負担の軽減

2. 工事発注者に関する要件

以下のいずれかの要件に適合すること

- ・若者：令和5年4月1日時点で発注者が40歳未満であること
- ・子育て世帯：令和5年4月1日又は交付申請日時点で18歳未満の子どもがいること

3. 申請タイプに関する要件

戸建住宅、又は共同住宅等の一住戸の補助対象事業であること（「住戸申請」であること）

※共同住宅等の建物全体を補助対象とする「一棟申請」は対象外

<子育て世帯向けリフォームの例>

キッズスペースの設置
(カ：子どもの成長を支える空間づくり)



※住宅に固定されないものは対象外

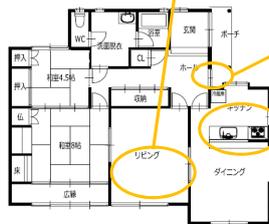
防犯カメラの設置
(ウ：不審者の侵入防止)



対面キッチンへの変更
(イ：子どもの様子を見守り)



家事をしながら子どもを見守れるよう対面型キッチンへ変更



子育て世帯向け改修工事の具体的なリフォーム工事の例

記号	分野	具体的なリフォーム工事の例
ア	住宅内の事故防止	柱壁等の出隅等の衝突事故防止工事、転倒による事故防止工事、人感センサー付き玄関照明設置工事、転落防止手すり設置工事、ドアの指詰め防止対策工事、チャイルドフェンス設置工事、感電防止工事
イ	子どもの様子を見守り	対面形式のキッチンへの移設・交換工事、間取り変更工事
ウ	不審者の侵入防止	防犯性強化工事
エ	災害への備え	家具の転倒防止（下地処理）工事、避難動線確保工事
オ	親子がふれあえる空間づくり	キッチンの広さ確保の為の工事、浴室の広さ確保の為の工事
カ	子どもの成長を支える空間づくり	便所の広さ確保の為の工事、収納広さ確保の為の工事、操作容易化工事、キッズスペースの設置工事、間取りの可変性確保工事
キ	生活騒音への配慮	外壁開口部の遮音性向上工事
ク	子育てに必要な収納の確保	収納の広さ確保の為の工事
ケ	家事負担の軽減	防汚仕上げへの変更工事、家事動線確保の為の工事、室内物干・乾燥設備設置工事、給湯設備の大型化工事

※子育て世帯向け改修の詳細については、必ず、別紙「子育て世帯向け改修工事の内容」を参照

※工事内容に関する事前相談は**評価室事務局**に実施のこと

※子育て世帯向け改修工事限り**増築についても補助対象に含む**ことができる工事がある

《例 浴室を大型化する場合》

浴室大型化に要する軸組工事、外壁、屋根、基礎の工事、及びユニットバス工事は対象に含むことができる

37

子育て世帯向け改修工事の単価積上方式の補助工事単価について

●単価積上方式に係る子育て世帯向け改修工事の補助対象の単価

工事内容	補助工事単価	単位
床の仕上をクッションフロアに変更	5,700	円/m ²
キッチンの交換を伴う対面化工事	690,000	円/箇所
開口部 ガラス交換 大サイズ (2.8 m ² 以上)	60,900	円/箇所
開口部 ガラス交換 中サイズ (1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満)	36,000	円/箇所
開口部 ガラス交換 小サイズ (0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満)	24,000	円/箇所
開口部 既存サッシ交換 (カバー工法) 大サイズ (2.8 m ² 以上)	90,000	円/箇所
開口部 既存サッシ交換 (カバー工法) 中サイズ (1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満)	72,000	円/箇所
開口部 既存サッシ交換 (カバー工法) 小サイズ (0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満)	63,000	円/箇所
開口部 既存サッシ交換 (枠ごと交換) 大サイズ (2.8 m ² 以上)	150,000	円/箇所
開口部 既存サッシ交換 (枠ごと交換) 中サイズ (1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満)	108,000	円/箇所
開口部 既存サッシ交換 (枠ごと交換) 小サイズ (0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満)	99,900	円/箇所
玄関ドアの交換 大サイズ (ドア 1.8 m ² 以上、引き戸 3.0 m ² 以上)	150,000	円/箇所
玄関ドアの交換 小サイズ	99,900	円/箇所
トイレの拡張工事	300,000	円/箇所
キッズスペースを設置するために行う床仕上げの張替工事	5,700	円/m ²

38

防災性の向上、レジリエンス性の向上改修工事について

防災性の向上、レジリエンス性の向上改修工事の概要・補助要件

1. 概要

自然災害に対応するための改修工事で下表1及び表2にある7分野を補助対象とする

【表1：防災性の向上改修の補助対象工事】

記号	分野
a	地震災害への備え
b	台風(風災害)への備え
c	水害への備え
d	火災への備え

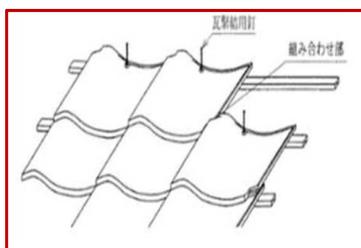
【表2：レジリエンス性の向上改修の補助対象工事】

記号	分野
e	電力の確保
f	水の確保
g	防災備蓄のためのスペースの確保

2. 補助対象の例

瓦の交換工事

(b：台風(風災害)への備え)



止水板の設置工事

(c：水害への備え)



雨水利用タンクの設置工事

(f：水の確保)



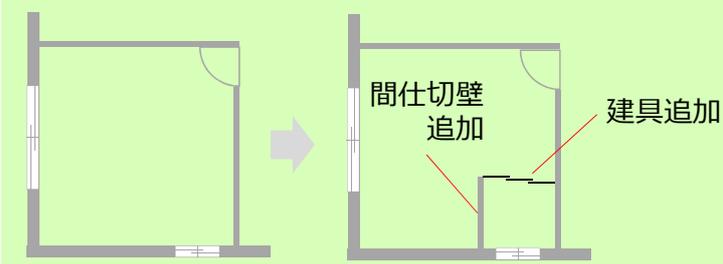
テレワーク環境整備、高齢期に備えた住まいへの改修工事について (その他性能向上工事)

テレワーク環境整備、高齢期に備えた住まいへの改修工事の概要・補助要件

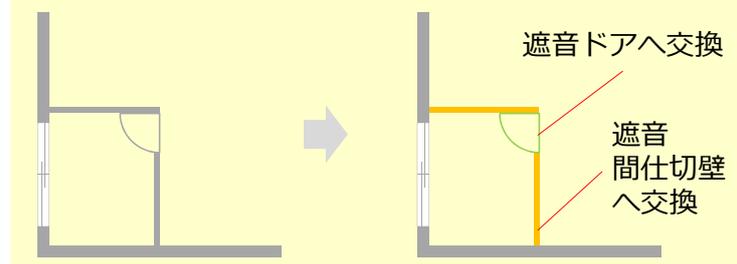
1. テレワーク環境整備改修工事

テレワーク環境整備改修支援に該当する工事を補助対象に追加

- ・テレワークスペース確保の為の工事
例：他の室内空間と間仕切壁や建具等で仕切る



- ・テレワーク環境整備の為の工事
例：遮音性能を向上させる為の工事



2. 高齢期に備えた住まいへの改修工事

高齢期に備えた住まいへの改修支援に該当する工事を補助対象に追加

<工事例>

工事内容	備考
玄関スペースへのベンチの設置	工事を伴わない可搬の家具の設置は補助対象外 造り付けであれば折り畳めるものも補助対象
浴室、脱衣室、便所への暖冷房設備の設置	住宅に組み込まれない設備・機器等の導入・設置は補助対象外
余った居室の活用	余った居室を別の用途で活用するための間取り変更等
いすや車いすに座って使用できる調理台・洗面台の設置	工事を伴わない可搬の家具の設置は補助対象外